

愛媛県西条警察署協議会会議録  
(令和4年度第1回)

日時	令和4年6月2日(火) 午後1時57分～午後3時30分	
出席者	1 警察署協議会 会長以下8人 2 警察署 署長以下9人	
議事概要	1 会長挨拶 (1) 会議開催に当たっての謝辞 (2) 治安維持にあたる西条署員への謝辞 (3) 地域の安全・安心に向けた諸活動の推進について 2 署長挨拶 (1) 会議開催に当たっての謝辞 (2) 署を運営するうえでの考え方について (3) 警察署協議会の役割と署の運営への反映について (4) 諮問・答申について 3 業務推進結果、業務推進計画の説明 令和4年1月から4月までの業務推進結果、今後の業務推進計画について各課長が説明するとともに、委員から質疑があった『ゾーン30プラス』について交通課長から説明した。 4 諮問及び答申 交通課長が諮問事項、『大人も手を上げよう』運動、『速度取締り指針』の2問を説明し、委員が答申した。	
	諮問	答申
	○『大人も手を上げよう』運動 【実施期間】 令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間 【趣旨】 県内の道路横断中の事故については、令和3年中から交通死亡事故の約3割を占める状況で推移しており、更なる交通事故の減少を図る。 【活動概要】	○大人が横断時に手を上げて意思表示することは、子どもも良いことだと思います。 ○非常に適切で素晴らしい取組だと思います。 ○大人は横断で手を上げることは恥ず

全ての年齢の歩行者に対し、道路を横断する場合に、接近してくる車に対して、『手を上げる、手を少しでも上げる、手のひらを見せる、横断旗を使う』など、手を使って横断する意思表示を行うもの。

**【実施要領】**

- 1 交通安全教育
- 2 街頭活動
- 3 広報啓発活動

○速度取締り指針

**【重点路線】**

国道 11 号（野々市～飯岡）

国道 13 号（氷見～船屋）

**【過去 5 年間の事故発生状況】**

- ・重傷及び死亡事故の発生は 146 件
- ・国道 11 号が 28 件（死亡事故 1 件）
- ・県道 13 号が 37 件（死亡事故 2 件）
- ・歩行者が道路横断中の事故、出会頭の事故が多発

**【重点路線での速度取締りの重要性】**

**【重点路線以外の速度取締りの必要性】**

かしいと思うかもしれませんが、これが当たり前になるように率先したいと思います。

○子供の頃は手を上げて横断していたのに、何時ごろから手を上げずに横断するようになったのかと考えさせられます。

○地域のコミュニケーションにとっても良いことだと思います。是非この運動を進めていただきたい。

○国道 194 号線でも速度の速い車両がありますので、取締りをお願いします。

5 質疑応答・意見要望

**【質疑】** 万引きの発生が多くなったと聞きますが、多くなった理由は何かありますか。

**【回答】** 県下的に万引きの認知件数が増えていますが、理由は県民の防犯意識が高まったなど様々な要因があると思います。

**【質疑】** 万引きは現行犯でなくては捕まらないと聞いていましたが、現行犯で無くても捕まえますか。

**【回答】** 必ずしも現行犯での検挙に限られるものではなく、必要な捜査を経て検挙することもあります。

**【質疑】** 変死とは何ですか。

**【回答】** 犯罪死か病死か分からない死体で、一般的には、医師の診察を受けて病院のベッドで亡くなった場合以外は、変死として取り扱うようになります。

【要望】新しい道が開通したため、裏道での交通事故が心配です。

【要望】県道 13 号において、通勤時間帯に無謀な運転をしている車がいると聞きます。

【要望】飯岡地区で旧道から国道に出にくい場所があると聞きます。

【要望】「公園通り」と「駅本通り」の間で、一方通行等で交通規制されている地区がありますが、多くの車が通りに抜けており危険かと思えます。

【回答】道路交通の個々の問題については、各委員に具体的な場所等をお聞きし、現場を確認して対応したいと思います。

## 6 会長総括

交通課長から『大人も手を上げよう運動』と『速度取締り指針』について諮問がありました。大変タイムリーな諮問で、委員全員賛成です。

交通事故で辛い思いをする人を 1 人でも減らせるよう、我々委員も率先して横断歩道で手を上げる運動を広めていこうと思えます。

今回のような効果的な運動や取締りで、住民の安全・安心の確保に努めていただきますよう答申したいと思います。

## 7 その他

会議終了後、協議会委員は、警察車両による訓練映像の視聴を行った。

協議会開催状況



訓練映像の視聴

